

# 「成年後見制度利用促進現状調査等一式」事業概要(暫定版) (令和3年度実施事業)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

<b>I . 本事業の背景・問題意識、取組内容</b>	
1 . 背景・問題意識	3
2 . 取組内容	4
3 . 本事業の全体像	5
4 . 本事業の検討体制	7
5 . 成果物（本編）の内容	8
<b>II . 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）</b>	
<b>II - 1 . 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）</b>	
1 . 設置目的、背景、取組	9
2 . 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理	10
(1) モデル事業に取り組むうえで有効と考えられる取組（案）	10
(2) 関係者が押さえておくべきこと、「利益相反」防止のための留意点	12
3 . 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、検討が必要と考えられる課題の整理	17
<b>II - 2 . 作業部会2（都道府県の取組強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG）</b>	
1 . 設置目的、背景、取組	18
2 . 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点等の整理	20
(1) モデル事業③-1に取り組むうえで前提とする考え方	20
(2) モデル事業③-1に取り組むうえで有効と考えられる取組（案）	21
(3) モデル事業③-2に取り組むうえで前提とする考え方	24
3 . 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）	25
(1) 「利益相反」防止のための留意点	25
(2) 法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案点	29
4 . 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、検討が必要と考えられる課題の整理	

# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## (1) 背景・問題意識

### 【背景利用ニーズの増加】

- 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化 等

### 【背景：成年後見制度の利用困難性】

- 担い手確保の難しさ、担い手に対する相談・サポート体制の不十分さ、報酬支払い 等

### 【背景：国際的潮流、日本の動向社会福祉理念の変化（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重）】

- 平成12（2000）年 介護保険制度の開始、民法改正による成年後見制度の開始
- 平成18（2006）年 高齢者虐待防止法施行
- 平成24（2012）年 障害者虐待防止法施行
- 平成26（2014）年 障害者の権利に関する条約 日本批准
- 平成28（2016）年 成年後見制度利用促進法施行
- 平成29（2017）年 第一期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
- 令和4（2022）年 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定

### 【問題意識】

- 全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制整備を促進する必要性
- これまで地域連携ネットワークに参画していた主体による取組や連携の強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな支援の必要性

# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## (2) 取組内容

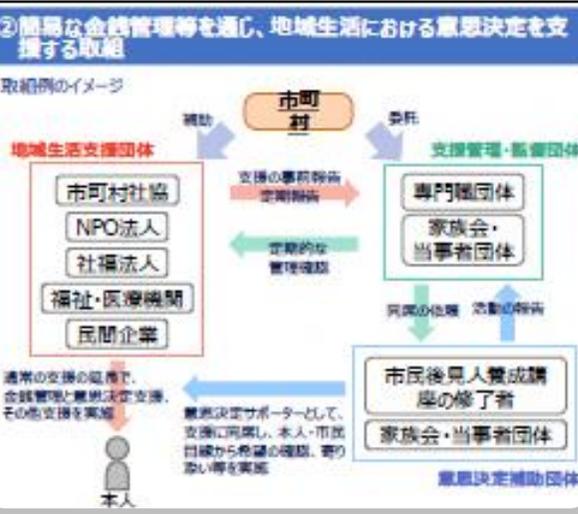
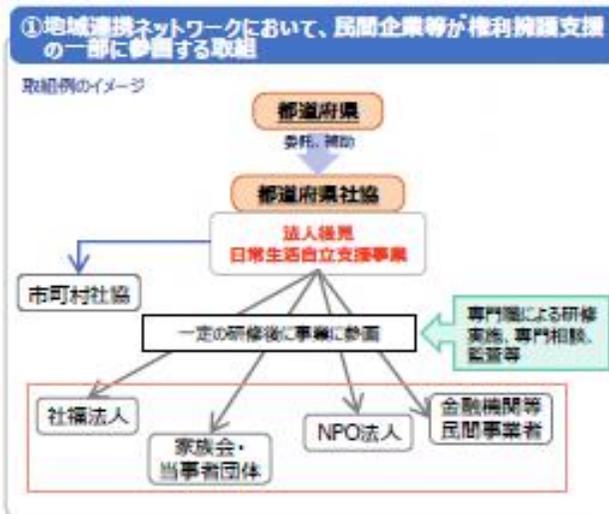
本事業では権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、機能強化等に向けて、令和4年度から取組開始予定の「(仮)持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理を通じて、事業の実効性を高めることを目的に、以下の内容に取り組んだ。

- ① 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討、提案
  - ②-1. 権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点の整理等
  - ②-2. 都道府県の取組強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討)に関する検討事項や留意点等の整理

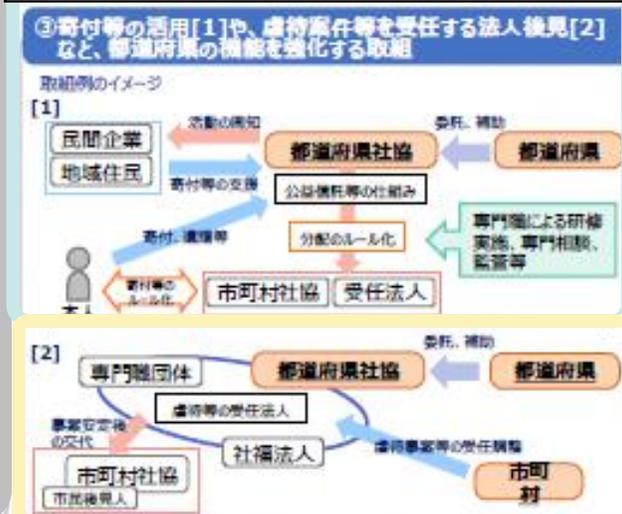
### 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

各テーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

#### 作業部会1での主な検討テーマ



#### 作業部会2での主な検討テーマ



# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## (3) 本事業の全体像

① 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討、提案

作業部会2  
(モデル事業③-1)

作業部会2  
(モデル事業③-2)

作業部会2  
(新規提案)

検討委員会

作業部会1  
(モデル事業②)

作業部会1、2  
共通テーマ  
(新規提案)

調査項目の検討

調査実施

疑義照会

分析

作業部会1 (権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

地域生活における日常的な金銭管理と意思決定を支援する仕組みの構築に向けた検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

利益相反行為の防止策、対応策の検討

作業部会2 (都道府県の取組強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG))

権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成(FR)、利益相反の防止

モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点に関する検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

事法対府府よ難に道道にクアミ  
困担見都都協にクアミ  
援を後る、社ハの仕  
支例人す具原るプ

モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点に関する検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

- ・ 調査結果整理 (概要版、詳細版)
- ・ 次年度以降の調査項目の提案

権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点の整理等

調査研究報告書の作成

都道府県の取組強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討)に関する検討事項や留意点等の整理



# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## 整理すると.....

### 作業部会 1



市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築（実働）」に向けた検討をいたしました（モデル事業2）。

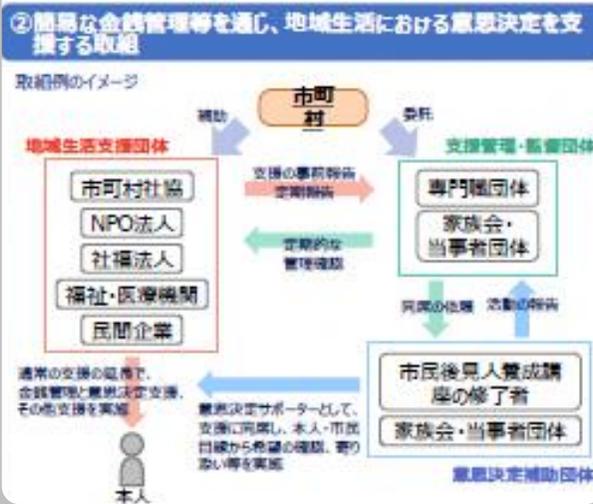
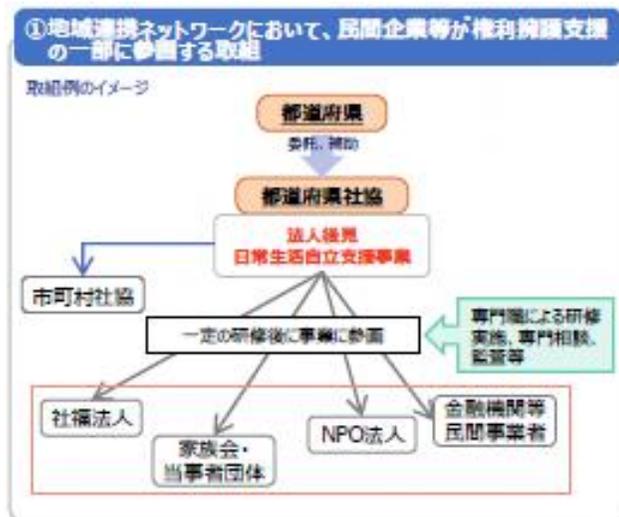
### 作業部会 2



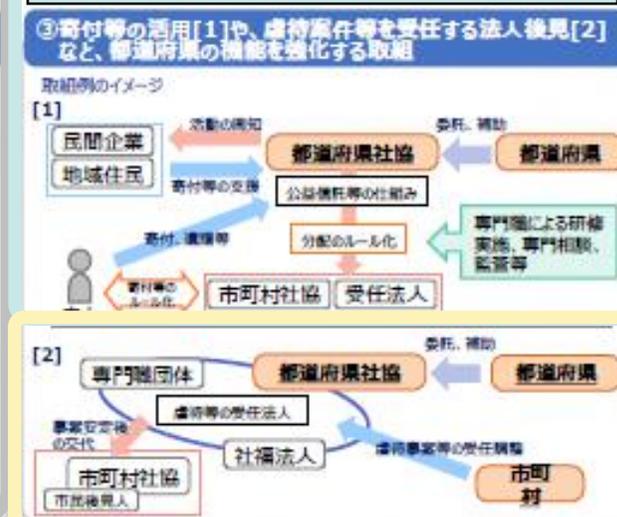
市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築（実働）」を後押しする都道府県レベルの仕組み構築に向けた検討を行いました（モデル事業③-1、③-2）。

上記に加えて、都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討も行いました（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）。

### 作業部会 1 での主な検討テーマ



### 作業部会 2 での主な検討テーマ



# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## (4) 本事業の検討体制

五十音順、敬称略。所属、役職は令和4年3月31日現在。

### 検討委員会

	所属・役職 (◎：委員長)
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長
新井 誠 (◎)	中央大学研究開発機構 機構教授、日本成年後見法学会理事長
上山 泰	新潟大学 法学部 教授
久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
櫻田 なつみ	一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 理事
新保 文彦	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 政策委員
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼 埼玉県支部 代表
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 上伊那成年後見センター 所長
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授

### 作業部会 1 (権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

所属・役職 (○：作業部会長)	
加藤 良典	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 担当長
笹川 和哉	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
丸山 広子	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長
山野目 章夫 (○)	早稲田大学大学院法務研究科 教授

### 作業部会 2 (都道府県の取組強化 (権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG))

所属・役職 (○：作業部会長)	
稲田 龍樹	弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所・弁護士
海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課長
上山 泰 (○)	新潟大学 法学部 教授
久津摩 和弘	一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 理事長
熊田 均	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター 副理事長・弁護士
平塚 直也	長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 推進員

# I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

## (5) 成果物（本編）の主な記載内容

### 第I部 事業実施概要

#### I. 研究の背景と目的

#### II. 事業実施概要（フレーム、取組概要、体制）

「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」結果は別途公表されることから、本報告書では掲載略。

### 第II部 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

#### II-1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

1. 設置目的、背景、取組
2. ヒアリング調査から得られた示唆、検討委員会及び作業部会での議論から押さえておく必要のあること
3. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
4. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

#### II-2. 作業部会2（都道府県の取組強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG）

1. 設置目的、背景、取組

##### 2-1. 都道府県単位での新たな取組の検討

##### 2-1-1. 権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成（FR）に関する検討事項や留意点の整理

- (1) ヒアリング調査から得られた示唆、検討委員会及び作業部会での議論から押さえておく必要のあること
- (2) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
- (3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

##### 2-1-2. 支援困難事例を担う法人後見に対する都道府県、都道府県社協による

##### バックアップの仕組みに関する検討事項や留意点の整理

- (1) ヒアリング調査から得られた示唆、検討委員会及び作業部会での議論から押さえておく必要のあること
- (2) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
- (3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

##### 2-2. 法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

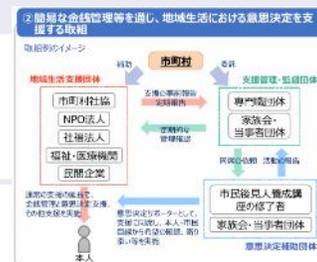
## Ⅱ．取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### Ⅱ－1．作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

※「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）に合わせて記載内容を加筆修正。以下同じ。

#### 1．設置目的、背景

- 近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」以下同じ。）」では「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を明記。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、機能強化等に向けて、**モデル事業②に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理**を目的に「作業部会1」を設置（WGを3回開催）。



#### 【新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討】

#### モデル事業②

#### 新規提案：利益相反

「Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」\_\_「1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「（2）総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」）（p.8、9）

- 新たな地域課題に対応するため、公的な機関、民間事業者や当事者団体等多様な主体による生活支援等のサービス（（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス。以下同じ。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等との連携の方策も検討する。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

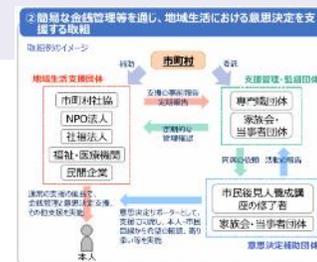
#### （1）モデル事業に取り組むうえで有効と考えられる取組（案）

##### ① 目的設定（案）

- 今後、認知症高齢者や支援者のいない（家族・親族等による支援が期待できない）者の大幅な増加が見込まれるなかで、多様な主体の参画を得て、権利擁護に係る連携体制の構築、持続可能な権利擁護の仕組みを構築する。
- 特に、簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する仕組みの構築に向け、検討事項や留意点等の整理、各参画主体の間で生じる支援等の関係性において生じる課題等の洗い出しを行う。
  - 例1：判断能力の低下や不測の事態に備え、自分の意思で不安解消のための選択肢を広げる力のある人を増やす地域づくり（＝事業設計「予防的に備えられる人を増やす」）
  - 例2：判断能力の低下や不測の事態に備えた事業の創出に、継続的に協力してくれる事業者の協力を得られることをめざした地域づくり（＝事業設計「事業者にとっての業務継続を通じた、地域全体の事業継続」）

##### ② 重点取組事項（優先順位）、事業計画（案）

- 対象者、ニーズ、自己負担の設定（近接領域事業（日自、生活困窮者自立支援制度（家計相談支援事業）、生活保護等の対象者、ニーズ、支援実施機関との整理）
- 地域生活権利擁護支援事業者（生活支援等のサービス提供事業者）の確保・育成、調整
- 意思決定補助者（養成団体、サポーター）の確保・育成、調整
- 市町村による全体の仕組み「コーディネート機能として必要なことの洗い出し、強化
- 契約形態、個人情報取り扱い、契約時また支援継続時に必要となる書類等
- 本人の支援内容の検討、本人の意向に沿った支援がなされているかをチェックする仕組み、苦情等を受け付ける仕組み等
- 本人に提供されたサービス内容の記録様式、記録する必要のある項目等



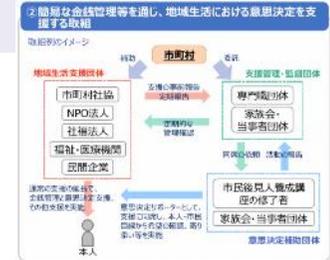
※モデル事業実施自治体には「他自治体で事業展開するにあたっての検討事項や留意点を確認するうえでの評価項目等の検討」に記録が必要となることから、効果、課題、工夫等に関して、記録を依頼予定。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### ③ 事業計画作成にあたっての検討項目（案）

※ 留意事項については、厚生労働省資料「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施にあたっての留意事項」、スライドNO.6～11を参照。



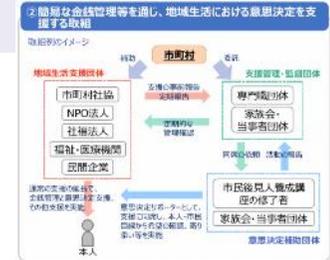
## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### （2）関係者が押さえておくべきこと、「利益相反」防止のための留意点

##### ① 関係者が押さえておくべきこと

※ 留意事項については、厚生労働省資料「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施に当たっての留意事項」、スライドNO.6～11を参照。

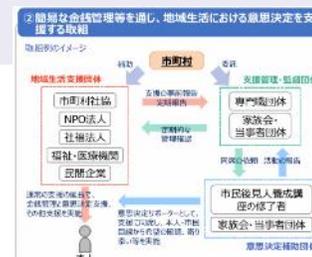


## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### ② 「利益相反」防止のための留意点

##### a. 本事業で新しく提案する「利益相反」を代替する用語、考え方について（＝「関係性注意事項」（作業部会1、2共通）



- 成年後見制度の利用対象者を想定した民法上の規制※1を遵守することは当然。
- ただし、今後、身寄りのいない（家族・親族等による支援が期待できない）者の増加を想定すると、多様な主体の参画を得て、判断能力の程度に着目する以外の支援方策の検討が必要。
- 特にモデル事業②は、現状及び将来を見据え、以下の点から、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等※2がなされていないか等、民法上の規制よりも幅広い倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考える。
  - 対象者は契約能力を有する者である場合がある。
  - 一方で、日常生活を送るのに他者による支援を必要とする。
  - 多様な主体が参画し、生活支援等のサービスを充実する仕組み構築をめざす。

＝本人の権利の保護

＝事業者の育成

⇒「**関係性注意事項**」：（意識的か・無意識的かを問わず）契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案。民法が禁止する利益相反行為を含む、広義の利益相反的な行為※3全般を指す表現として、本事業において新しく用語、考え方を提案する。

※1後見監督人又は特別代理人等による代理、法定後見開始後の後見人への遺贈の無効等。

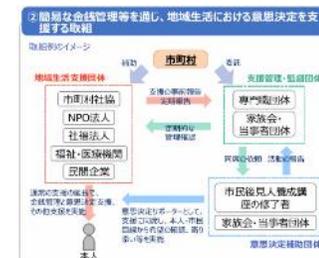
※2本事業における「寄付等」の範囲：生前の寄付、遺言による寄付、死因贈与契約による寄付、生命保険による寄付。

※3「広義の利益相反的な行為」の例：被後見人の財産を、後見監督人が関与して、サービス提供事業者や後見人等に贈与契約をする行為等。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### b. モデル事業②で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項



#### 【判断能力がある本人が、サービス提供事業者への（生前・死後を問わず）寄付等の意向がある場合の確認事項（本人、事業者に対する確認事項）（案）】

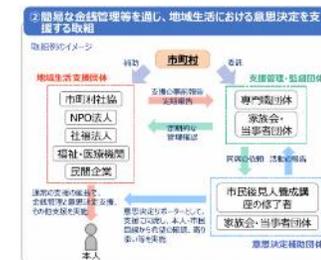
- 本人や家族・親族に対し、寄付等の勧誘が主目的であることを隠して意思決定を誘導していないか
- 本人が寄付等を希望しない表明をしたにもかかわらず、寄付等の勧誘を続けていないか
- サービスの対価として、またはサービスの対価とは別に、寄付等の必要があるように誤信させていないか
- 身寄りがないことで生活に困難を抱えたり相談相手・支援者がいない者に対し、寄付等によりその不安を取り除くことができるように誤信させていないか
- 契約しているサービスと、任意後見契約や死後事務委任契約、寄付等の契約が一体的であり、そのような契約形態しかないこと、もしくはそうした契約形態が一般的であるかのように誤信させていないか
- クーリングオフについて説明しているか
- 他の団体等に寄等をして（当該事業者に寄付等をしなくても）不利益はないこと、意向が変わった場合はいつでも取り消せること等の説明をしているか
- 相談・苦情の窓口を紹介しているか

出典：樽本哲「遺贈寄付の法務」を参考に記載。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### b. モデル事業②で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項



#### 【判断能力がある本人が、サービス提供事業者への（生前・死後を問わず）寄付等の意向がある場合の、本人への支援の仕組み（案）】

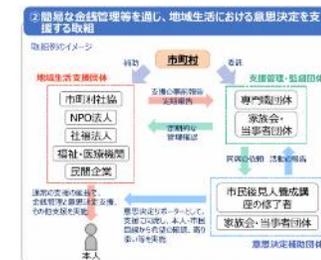
- 寄付等の意思確認前（本人による意思表示前を含む）：
  - 寄付先に対する知識がない、相談先がわからない等に関する知識の提供や相談先の整備（消費生活センター、法律・税務・会計専門職）
  - 本人の意思確認、寄付等の申し出や勧誘がなされていないか等に関する状況確認の実施
- 寄付等の実施段階：
  - 寄付等の実現に関するサポート（契約や公正証書遺言、家族・親族等とのトラブル回避に関する助言等）
  - 寄付等の実行に関するサポート（遺言執行の立ち会い等）
- 寄付等の実施後の段階：
  - 相続人による申告・納税のサポート
- 全期間：
  - 相談や苦情等の受付、相談窓口（消費生活センター）の紹介
  - 判断能力が疑われる場合のつなぎ（市町村、中核機関）

出典：樽本哲「遺贈寄付の法務」を参考に記載。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### b. モデル事業②で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項



#### 【判断能力がある本人が、サービス提供事業者への（生前・死後を問わず）寄付等の意向がある場合の、寄付等を受ける側への支援の仕組み（案）】

- **寄付等の意思確認前（本人による意思表示前を含む）：**
  - 寄付等の受入に関する基本的な知識の提供
  - 寄付等の受入に関するサポート（倫理規定の整備等）
  - 寄付等の受入に関するサポート（データベースの作成、動画等による記録の作成、データベースを活用した寄付等希望時の倫理チェックと記録等等）
  - 寄付等の受入に関する相談・助言
- **寄付等の実施段階：**
  - 寄付等の受入実行に関するサポート（遺言執行の立ち会い等）
  - 遺言の放棄等、法的手続きの代理・助言
- **寄付等の実施後の段階：**
  - 寄付等受入後の会計・税務申告
- **全期間：**
  - 相談や苦情等の受付、相談窓口（消費生活センター）の紹介

出典：樽本哲「遺贈寄付の法務」を参考に記載。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

#### ● 対象者、ニーズ、自己負担の設定の検討：既存の仕組みとの有機的な連携をイメージした仕組み等との整理

- 近接領域事業（日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援制度（家計相談支援事業））の対象者、ニーズ、支援機関等の整理
- 契約形態、個人情報取り扱い、契約時また支援継続時に必要となる書類等
- 課題の解消に向けたアセスメントや目標設定の考え方、記録項目、記録様式、デジタル化、チェック体制等
- 他の課題が生じた場合の対応方法、判断の仕組み等

#### ● 地域生活権利擁護支援事業者（生活支援等のサービス提供事業者）の確保・育成、調整に向けた検討：各業法でできること、難しいことの整理

#### ● 「支援管理・監督団体」の法制化に向けた検討

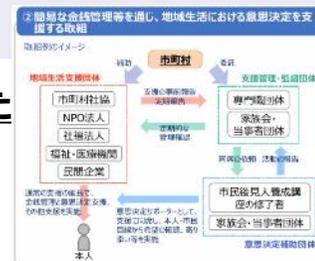
- 「支援管理・監督団体」に求められる業務：  
例：日常生活に関する行為を大きく超える取引、不正行為や利益相反に類似する関係性の濫用がなされていないか等のチェック  
成年後見制度の開始、成年後見人等の交代、任意後見監督人の選任に適する事例かの確認等  
関係機関との調整等。
- 最終的に、監督・支援団体は、最終的に、法律税務会計福祉など様々な知見を人的基盤として有している人たちの集まりとして法制化することをめざすことになると想定。＝「団体」や「法人」、「専門職」の言葉の整理が必要。

#### ● 言葉の意味、用い方の検討や提案の必要性：「身元保証」

- 「身元」とは何か、「保証」とは誰に対するものか、不明確なまま広まっているのが現状。この言葉を用いない方向の提案が必要。

#### ● 民事法制と社会福祉法制の一体改革に向けた検討事項の整理

- 今後、地域で高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人を支えるには、産業の育成とともに、消費者保護の仕組みも必要（重要事項やクーリング・オフ等）。
- 最終的な法制化を想定し、民事法制と社会福祉法制の一体改革に向けた検討事項の整理が必要。



## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### II-2. 作業部会2（都道府県の取組強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG））

※「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）に合わせて記載内容を加筆修正。以下同じ。

#### 1. 設置目的、背景

- 「第二期基本計画」では「都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」を明記。
- 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、都道府県単位での新たな取組の促進、都道府県によるしくみづくり等に向けて、**モデル事業③-1、③-2に取り組む自治体が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理**を目的に「作業部会2」を設置（WGを4回開催）。

③ 寄付等の活用[1]や、虐待事件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組



#### 【寄付等の活用による多様な主体の参画の検討】

#### モデル事業③-1

#### 新規提案：利益相反

「II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」\_\_「1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「（2）総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「③ 都道府県単位での新たな取組の検討」（p.10）

- 法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題（例：あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題等）にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。
- 国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### II-2. 作業部会2（都道府県の取組強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG））

※「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）に合わせて記載内容を加筆修正。以下同じ。

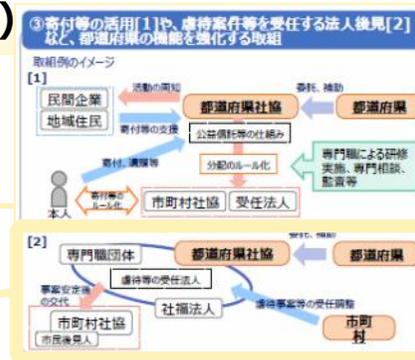
#### 1. 設置目的、背景

##### 【公的な関与による後見の実施の検討】

##### モデル事業③-2

「II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」\_\_「1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「（2）総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「③ 都道府県単位での新たな取組の検討」（p.10）

- 虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。



##### 【担い手の確保・育成等の推進】

##### 新規提案：法人後見実施団体による自己評価

「II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」\_\_「4 優先して取り組む事項」\_\_「（2）総合的な権利擁護支援策の充実」\_\_「（2）担い手の確保・育成等の推進」\_\_「① 基本方針」\_\_「イ 都道府県によるしくみづくり」（p.51）（※本事業と関連のある記載のみを抜粋）

- 担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

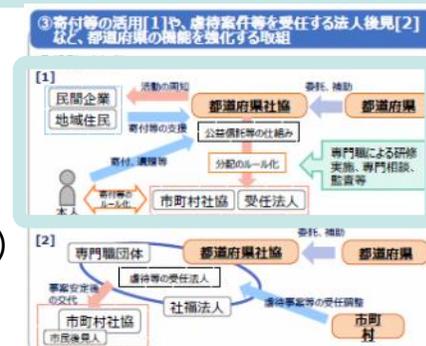
## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### （1）モデル事業③-1に取り組むうえで前提とする考え方

##### （「権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成（FR）」に関するモデル事業）

- 今後、認知症高齢者や支援者のいない（家族・親族等による支援が期待できない）者の大幅な増加が見込まれるなかで、多くの人が地域の中で安心して暮らせる、社会参加できる権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成を進める（ファンドレイジング（FR））。その理解者、応援者、参加者を増やすことをめざす。
- キーワード：「社会課題（地域課題）解決のための活動資金の確保、持続可能なセーフティネットの仕組みの構築」  
（＝「都道府県社会福祉協議会への寄付等」を前提とした仕組みの構築）
  - ・ サービス提供事業者や法人後見実施団体の運営基盤の強化：  
特に選択肢が少ない地域の地域の場合、事業停止を避ける仕組みの構築は不可欠。
  - ・ 地域課題（社会課題）に対する理解や多様な参加の促進



## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### (2) モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点

##### ① 都道府県、都道府県社会福祉協議会：仕組みのコーディネーター

###### a. 目的設定（案）

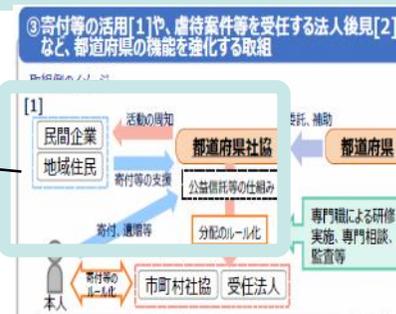
以下の目標設定が不可欠。

- 自分たちが解決したい社会課題（地域課題）と目標の設定
- 広く市民から理解と共感を得て、継続的に寄付等による支援を受けることを前提とした事業計画（案）の作成
- 活動団体における柔軟性・即応性のある活動及び、持続可能な運営基盤体制の確立の実現を支援することを前提とした事業計画（案）の作成

###### b. 重点取組事項（優先順位）、事業計画（案）

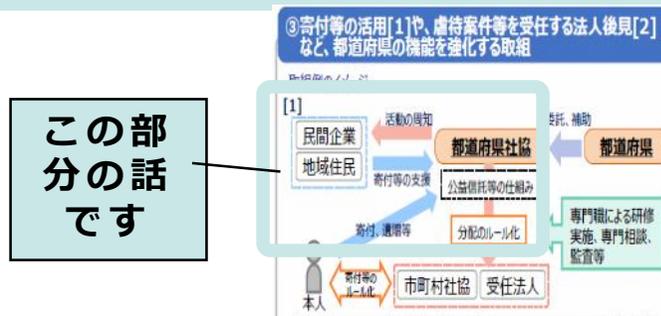
- 組織全体での認識の共有（特に経営層、管理職層を始めとした多くの職員の理解が不可欠）
- 社会課題（地域課題）の見極め（地域における対象者、ニーズ、地域資源の有無や活動内容、地域資源の有無や活動内容、課題の把握）
- 都道府県レベルでの社会的インパクトの設定と目標を達成するための計画づくり（ジグザクモデル作成等）
- 担当者の確保、配置、育成：
  - ・ 事業計画（案）の作成：寄付の募集は地域住民、民間企業等に行うこととし、サービス利用者や被後見人等の本人への勧誘は行わないことを前提とする
  - ・ 倫理規定（案）の作成：福祉活動を行う組織として適切な寄付等に関する倫理規定の整備
  - ・ 継続的に支援を得るための支援者との関係構築戦略の作成（内容、方法、頻度）
  - ・ 広報戦略の作成：遺贈等の継続性の低い支援のみに偏らない持続可能なファンドレイジング戦略の作成

この部分の話です



## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理



- データベースの作成、運用：
  - 個人・企業の基本情報、寄付等に関する情報、寄付者やボランティア等の支援者とのコミュニケーションや接点に関する情報なども適切に管理、分析し、継続的な関係構築に活用していくことが求められる。
  - 寄付等に関する倫理チェックや記録を行えるようにし、倫理面の問題が起こらないよう最大限の配慮をする必要がある。
- 活動団体に対する相談・助言体制の整備：
  - 活動団体に対するファンドレイジング研修（概論、社会的インパクト志向の計画づくり、個人・企業へのアプローチ、遺贈、倫理等）の実施
  - 活動団体に対するファンドレイジングや社会的インパクト志向の計画の推進に関する相談・助言の実施。
- 資金管理方法、仕組みの検討：公益信託、基金：
  - 資金集め、管理、分配に関する組織（機関）の設置。
- 活動資金の分配方法、仕組みの検討（活動団体のファンドレイジングに関わる経費や担当者の人件費、アドバイザー料等への利用を含む）

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

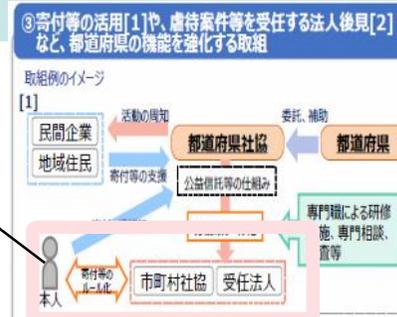
#### ② 法人後見実施団体、市町村社会福祉協議会

##### a. 目的設定（案）

以下の目標設定が不可欠。

- 自分たちが解決したい社会課題（地域課題）と目標の設定
- 広く市民から理解と共感を得て、継続的に寄付等による支援を受けることを前提とした事業計画（案）の作成
- 活動団体における柔軟性・即応性のある活動及び、持続可能な運営基盤体制の確立の実現を支援することを前提とした事業計画（案）の作成

この部分  
の話です



##### b. 重点取組事項（優先順位）、事業計画（案）

- 組織全体での認識の共有（特に経営層、管理職層を始めとした多くの職員の理解が不可欠）
- 社会課題（地域課題）の見極め（地域における対象者、ニーズ、地域資源の有無や活動内容、地域資源の有無や活動内容、課題の把握）
- 活動における社会的インパクトの設定と目標を達成するための計画づくり（ロジックモデル作成等）
- 担当者の確保、配置、育成：
  - ・ 事業計画（案）の作成：寄付の募集は地域住民、民間企業等に行うこととし、サービス利用者や被後見人等の本人への勧誘は行わないことを前提とする
  - ・ 倫理規定（案）の作成：福祉活動を行う組織として適切な寄付等に関する倫理規定の整備
  - ・ 継続的に支援を得るための支援者との関係構築戦略の作成（内容、方法、頻度）
  - ・ 広報戦略の作成：遺贈等の継続性の低い支援のみに偏らない持続可能なファンドレイジング戦略の作成
- データベースの作成、運用：
  - ・ 個人・企業の基本情報、寄付等に関する情報、寄付者やボランティア等の支援者とのコミュニケーションや接点に関する情報なども適切に管理、分析し、継続的な関係構築に活用していくことが求められる。
  - ・ 寄付等に関する倫理チェックや記録を行えるようにし、倫理面の問題が起こらないよう最大限の配慮をする必要がある。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

#### （3）モデル事業③-2に取り組むうえで前提とする考え方

（「支援困難事例を担う法人後見に対する都道府県、都道府県社協によるバックアップ<sup>o</sup>の仕組みに関するモデル事業）

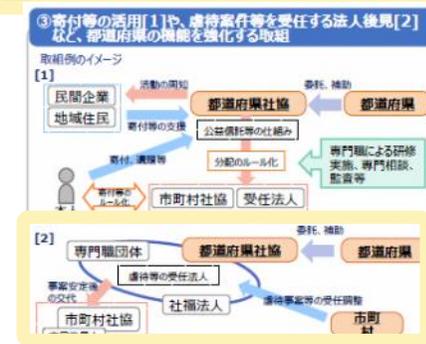
##### ① 目的設定（案）

- 地域に引き継ぐのが困難な事例への対応策として、以下の目的を設定する。

- ①多様な担い手の役割分担、連携の仕組みを構築することにより、避難先における被虐待者等の生命、身体、財産等の確保を図ること。
- ②①を実現するために、虐待対応等の経験のある専門職等のネットワーク構築の強化を図ること。

##### ② 重点取組事項（優先順位）、事業計画（案）

- 本人または家族・親族から支援者が攻撃や頻回な苦情等を受ける事例の場合、全関係者の労力や危険回避の必要性から、専門職（法律、医療、警察等）、家庭裁判所の協力も得ながら、都道府県単位で事例のコーディネートを行う必要がある。
- 特に、支援者や地域資源が不十分な小規模自治体の場合、市町村域や都道府県域を超えた避難が必要な場合でも、避難先の市町村、市町村社会福祉協議会、都道府県、都道府県社会福祉協議会、法人後見実施団体が避難先や役割等を分担、連絡調整しながら、本人の生命、身体、財産等の確保を図ることが求められる。
- そのため、都道府県、都道府県社会福祉協議会は、都道府県に設置される協議会等を通じた専門職（法律、医療、警察等）、家庭裁判所の協力との連携協力体制の構築、市町村に対する市町村申立て研修等を通じた実務能力の向上支援等が求められる。
- 今後、民間事業者が法人後見（法定後見）の担い手として育成されることを想定すると、こうした攻撃事例から公的な仕組みに引き継ぐ対応の検討も必要。



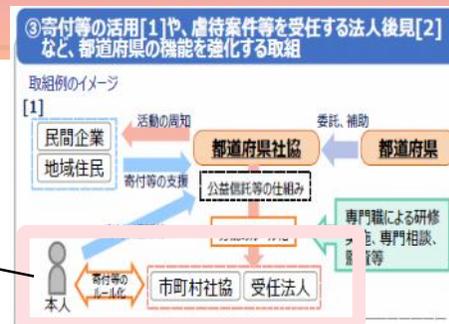
## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### （1）「利益相反」防止のための留意点

- ① 本事業で新しく提案する「利益相反」を代替する用語、考え方について  
（＝「**関係性注意事項**」（作業部会1、2共通）

この部分の話です



- モデル事業③－1では、「都道府県社会福祉協議会への寄付等」を前提とした仕組みの構築（モデル事業（仮称：地域生活権利擁護支援事業）の実施）（＝「社会課題（地域課題）解決のための活動資金の確保、持続可能なセーフティネットの仕組みの構築」）をめざす。
- ただし、サービス提供事業者、法人後見実施団体が、身寄りがないことで生活に困難を抱えたり相談相手・支援者がいない本人や家族・親族等、また成年後見制度を利用している本人から寄付等の申し出を受け、直接寄付を受ける（た）ことについては、原則回避されるべきものである。
- しかし、今後、支援者のいない（家族・親族等による支援が期待できない）者の増加を想定すると、モデル事業③－1においても、現状及び将来を見据え、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等<sup>\*7</sup>がなされていないか等、民法上の規制よりも幅広い倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考えることから、以下を提案する。
- 後見制度の利用対象者を想定した民法上の規制<sup>\*8</sup>を遵守することは当然。

⇒「**関係性注意事項**」：（意識的か・無意識的かを問わず）契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案。民法が禁止する利益相反行為を含む、広義の利益相反的な行為<sup>\*3</sup>全般を指す表現として、本事業において新しく用語、考え方を提案する。

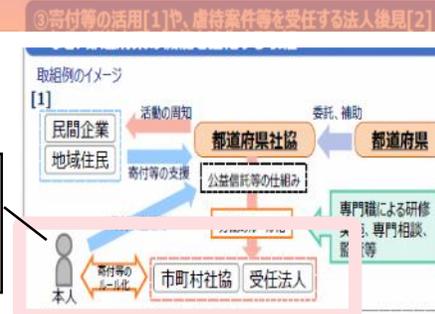
※4：前掲2。  
※5：前掲1。  
※6：前掲3。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ② モデル事業③ - 1で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項

この部分の話です。  
しかも、本事業では、後見類型のみを提案事項とします（下記）。



#### 【法定後見（後見類型）を利用している本人が制度利用前からの寄付等の意思表示があったり、習慣等があったりする場合の確認事項（本人、事業者に対する確認事項）（案）】

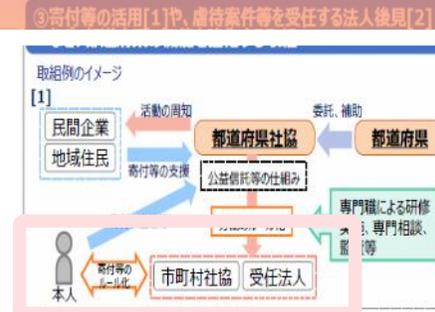
- 本人の判断能力低下前から続いている意思や寄付等だったか
- 記録（意思表示書や公正証書遺言、契約書）があるか（有無）
- 記録があった場合
  - ・ サービスの対価として、またはサービスの対価とは別に、寄付等の必要があるように誤信させていないか
  - ・ 身寄りがいないことで生活に困難を抱えたり相談相手・支援者がいない者に対し、不安をあおって、寄付等の勧誘をしていないか
  - ・ 他の団体等に寄付等をして（当該事業者に寄付等をしなくても）不利益はないこと、意向が変わった場合はいつでも取り消せること等の説明をしているか
- 寄付等の実施により、本人の財産、生活、相続人等にどのような影響があるかを確認しているか（本人の生活レベルの低下や遺留分侵害等を生じさせないか）
- 家庭裁判所に相談したか

※保佐類型、補助類型の場合は、代理権や同意権、取消権の設定範囲、本人意思表示のタイミング、寄付等の対象（受贈者）、寄付等の実施主体（本人か／保佐人、補助人か）、金額等との組み合わせが多様であり、慎重に考慮する必要があることから、本事業での検討は見送ることとする（「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、検討が必要と考えられる課題」として記載）。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ② モデル事業③ - 1で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項



#### 【権利擁護支援を受けている本人に制度利用前からの寄付等の意思表示があったり、習慣等があったりする場合は、本人への支援の仕組み（案）】

- **寄付等の意思確認前（本人による意思表示前を含む）：**
  - 本人の意思確認、寄付等の申し出や勧誘に関する状況確認の実施
  - 記録（意思表示書や公正証書遺言、契約書）の有無や記載内容の確認
  - 家庭裁判所への相談、確認
- **寄付等の実施段階：**
  - 寄付等の実行に関するサポート（遺言執行の立ち会い等）
- **寄付等の実施後の段階：**
  - 相続人による申告・納税のサポート
- **全期間：**
  - 相談や苦情等の受付、相談窓口（消費生活センター）の紹介

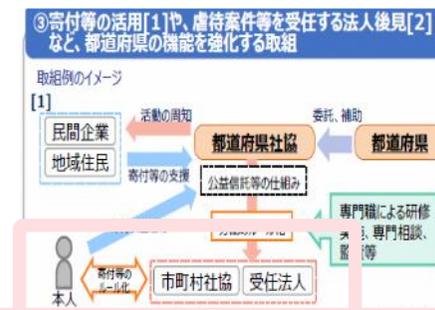
出典：樽本哲「遺贈寄付の法務」を参考に記載。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ② モデル事業③ - 1で「関係性注意事項」としての対応が望まれる事案の例と提案事項

※都道府県社会福祉協議会等が寄付を分配する場合に、分配を受ける条件として以下の様な仕組みをもつことを推奨する等の取組も考えられる。



#### 【権利擁護支援を受けている本人に制度利用前からの寄付等の意思表示があったり、習慣等があったりする場合は、寄付等を受ける側への支援の仕組み（案）（受贈者側のリスク回避）】

- 寄付等の意思確認前（本人による意思表示前を含む）：
  - ・ 寄付等の受入に関する基本的な知識の提供
  - ・ 寄付等の受入に関するサポート（倫理規定の整備等）
  - ・ 寄付等の受入に関するサポート（データベースの作成、動画等による記録の作成、データベースを活用した寄付等希望時の倫理チェックと記録等）
  - ・ 寄付等の受入に関する相談・助言
- 寄付等の実施段階：
  - ・ 寄付等の受入実行に関するサポート（遺言執行の立ち会い等）
  - ・ 遺言の放棄等、法的手続きの代理・助言
- 寄付等の実施後の段階：
  - ・ 寄付等受入後の会計・税務申告
- 全期間：
  - ・ 相談や苦情等の受付、相談窓口（消費生活センター）の紹介

出典：樽本哲「遺贈寄付の法務」を参考に記載。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### （2）法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

##### ① 本事業における法人後見実施団体における自己評価の仕組みを提案する背景

- 「第二期基本計画」では、「都道府県単位での新たな取組の検討」に加え、「優先して取り組む事項」のひとつとして「担い手の確保・育成等の推進」が掲げられ、その役割は都道府県が担うことが明記されている。
- なかでも、法人後見の担い手については、従来から担い手としての役割を果たしてきた市町村社会福祉協議会の一層の活躍が期待されるとともに、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手を進めることも明記された。
- こうした「第二期基本計画」の方針を受け、本事業では、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の確保・育成に資するひとつの手段として、法人後見実施団体による自己評価の仕組みの検討を行った。

##### ② 本事業で提案する自己評価の仕組みの考え方

- 「自己評価」のみを提案する。
  - 法人後見実施団体による自己評価の実施状況やその結果と、「後見人等の選任」の評価とは関係づけない（切り離す）。
- 最高裁判所による「法人後見考慮要素」※7等を参考に、外形的評価項目を提案する。
  - すでに公表されている最高裁判所による「法人後見考慮要素」に沿って、法人後見を担う上で「最低限こうした団体であれば、**法人として**一定の信頼を獲得できると考えられる」という外形的な評価項目例を提示する。
- **法定後見**の受任実績のある団体を対象とする。
  - 第一歩として、法定後見の受任実績のある団体が取り組むことを想定した自己評価の仕組みを提案する（任意後見を想定している団体の評価は中長期的課題）。

※7：成年後見制度利用促進専門家会議 第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ\_資料2「最高裁判所資料」、令和3年9月9日（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000826769.pdf>）

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ③ 本事業における自己評価の仕組み、流れ（案）

##### a. 目的

- まずは法人としての組織体制、運営の適切性をめざす（質の評価には取り組まない）。
- 社会課題の解決に向けて取り組む法人後見実施団体の信頼性向上をめざす。

##### b. 流れ

- 法人後見実施団体による、自己評価をする目的の設定、メンバーでの共有。
- 評価結果を法人職員間で共有。
- 法人HP、広報誌等で外部に公表する。
- 定期的（年1回等）な実施を事業計画に盛り込む。

##### c. 自己評価実施にあたっての留意点

- まずは法人としての組織体制、運営の適切性をめざす（質の評価には取り組まない）。
- 社会課題の解決に向けて取り組む法人後見実施団体の信頼性向上をめざす。

##### d. 自己評価項目（案）提案にあたっての参考資料

- 最高裁判所における法人後見選任における考慮要素（令和3年9月9日、成年後見制度利用促進専門家会議 第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ\_資料2「最高裁判所資料」）
- 一般財団法人 非営利組織評価センター（「ベーシックガバナンスチェックリスト」）

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ④ 自己評価項目参考例

##### a. 最高裁判所における法人後見選任における考慮要素

###### ● 法人を選任する際の考慮要素

 民法843条4項 ※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

###### 法人の事業の種類及び内容



###### 検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
  - ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか
- ⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



###### 確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

###### 法人の財務基盤



###### 検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
  - ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
  - ✓ 法人の財務が適正に管理されているか
- ⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



###### 確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

出典：成年後見制度利用促進専門家会議 第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ\_資料2「最高裁判所資料」、令和3年9月9日  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000826769.pdf>)

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ④ 自己評価項目参考例

##### a. 最高裁判所における法人後見選任における考慮要素

###### ● 法人を選任する際の考慮要素

###### 後見等事務を遂行する能力



###### 検討の視点（例）

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか  
⇒ 経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か  
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか



###### 確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程、組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱に関する規定や要領

###### 本人との利害関係



###### 検討の視点（例）

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか  
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか



###### 確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

出典：成年後見制度利用促進  
専門家会議 第2回福祉・行政  
と司法の連携強化ワーキン  
グ・グループ\_資料2「最高裁  
判所資料」、令和3年9月9日  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000826769.pdf>)

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討 （新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ④ 自己評価項目参考例

##### b. 一般財団法人非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェックリスト」

ガバナンス	1	法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。
	2	定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。
	3	社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。
	4	役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。
	5	1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員報酬に関する規程
	6	監事は監査を行っている。
	7	直近の登記事項を登記している。
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。
	9	組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。
	10	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。
組織の目的と事業の実施	11	組織の目的と事業を文書化している。
	12	非営利型法人である。
	13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
	14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。
	15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

## 2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

### 3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

#### ④ 自己評価項目参考例

##### b. 一般財団法人非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェックリスト」

コンプライアンス	16	税金を滞納していない。
	17	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。
事務局運営 （※雇用がある場合のみ評価の対象）	18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。
	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。
	20	法定保存文書の保存をしている。
	21	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※
	22	職員の就業状況を把握し、管理している。※
	23	労働保険に加入している。※

出典：一般財団法人非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェック評価実績レポート～組織評価から見える非営利組織の組織運営の実態～（2020年版）」  
2021年2月（<https://jcne.or.jp/data/bgc-report2021.pdf>）

